

平成 18・19 年度
愛知県総合教育センター教育研究調査事業「学校評価の在り方に関する研究」

学校評価システム実践上のQ & A

平成 20 年 1 月 25 日

目 次

全般・共通..... [Q 1 ~ Q 8]

自己評価

1 アンケート..... [Q 9 ~ Q21]

2 自己評価書..... [Q22 ~ Q23]

3 その他..... [Q24]

学校関係者評価(外部評価)

1 学校関係者評価(外部評価)委員会... [Q25]

2 学校関係者評価書(外部評価書)..... [Q26]

3 その他..... [Q27]

評価結果の公表

1 アンケート結果..... [Q28 ~ Q29]

2 自己評価結果..... [Q30 ~ Q31]

3 その他..... [Q32 ~ Q34]

学校評議員制度との関係..... [Q35 ~ Q38]

教職員評価制度との関係..... [Q39 ~ Q40]

使用上の注意

回答の内容については、文部科学省内の審議会の動向を踏まえ、本研究の協力校の実践を基に、実践的・具体的に例示したものであり、愛知県教育委員会として必ず遵守すべき基準を示しているものではない。

学校評価システム実践上のQ & A

全般・共通

Q 1：最近、「学校評価」「教職員評価」といった具合に「評価」の付く言葉をよく見聞きしますが、実際には、どのような違いがあり、どのように使われているかを知りたいのですが。

A：「教職員評価」は「学校評価」の重要な一部を構成していると考えられます。

(研究会)「学校評価」とは、「説明責任」の観点から生じてきたものです。つまり、学校評価は、「国民に対して学校が一定の成果を上げているかを説明するためのもの」です。学校という組織が十全にその機能を発揮しているかどうかについて、学校内部にかかわる事項と保護者・地域住民との連携の実態について、学校自身による自己評価と外部評価を突き合わせて、学校の改革改善策を模索することをねらいとしています。

「教職員評価」とは、「教育の担い手である教員が、学習指導や学校運営にどの程度の力量を発揮したかをみようとするもの」です。学校教育の実を上げるのが教職員であるため、この「教職員評価」は「学校評価」の重要な一部を構成していると考えられます。すなわち、「教職員評価」を基にして、教職員の能力を最大限に発揮させるとともに、指導・助言等によりその向上を図ることが、学校が学校としての成果を上げるための重要な要素となっていると考えます。

Q 2：「学校評価」について、参考図書や先進校の取組などを調べると「外部評価」についての扱いに記述の違いがありますが、それは、なぜですか。

A：『義務教育諸学校における学校評価ガイドライン』（以下「学校評価ガイドライン」）では、児童生徒や保護者に対するアンケートは、「自己評価」のための「必要な情報収集の一環」とされました。

(研究会)「学校評価」についての考え方が、「学校評価ガイドライン」を境に大きく変わりました。それ以前には、児童アンケートや保護者アンケートも「外部評価」として位置付けられていましたが、「学校評価ガイドライン」では、それらは、「自己評価のために必要な情報収集の一環」とされました。そのために、それ以前書かれた書籍では、「外部評価」として認められおり、「学校評価ガイドライン」を意識して書かれた書籍では、アンケートは「外部評価」として取り上げられていません。現場の各学校でも混乱を生じたところがあったようです。今、各学校では「学校評価ガイドライン」に沿った形で「学校評価」を実施していく方向です。そして、その学校の改革改善策を自己評価結果として公表し、説明責任に果たすことが必要となります。ただし、その公表に当たっては、だれに対して、何を公表するか、など十分な検討を要する必要があると思います。

Q 3：自己評価、外部評価、第三者評価をそれぞれどのように定義すべきでしょうか。

A：従来の外部評価を学校関係者評価と第三者評価に明確に分ける動きが出てきています。

(研究会)「学校評価ガイドライン」においては、学校評価を「自己評価」「外部評価」「評価結果の説明・公表、設置者への提出及び設置者等による支援や条件整備等の改善」の三つの要素から構成されるものと定義しています。そのうち「自己評価」については「校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、あらかじめ設定した学校の教育目標や具体的計画に照らして、自らの取

組について評価を行うものである」と定義しています。これは、「学校が自ら行う評価及び学校運営の改善を図る」ステップとして位置付けられています。また、「外部評価」については「学校の自己評価結果を、学校評議員、PTA役員、保護者、地域住民等の外部評価者が評価する方法を基本として行うものである」と定義しています。併せて「設置者は、各学校ごと又は同一地域内の複数の学校ごとに、外部評価者、によって構成される委員会等（以下「外部評価委員会」という）を設置する。外部評価委員会にかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の保護者、地域住民等による組織を活用して外部評価を行うことも考えられる」としています。

これに対し、文部科学省が主催している「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」は、「外部評価者の例示として挙げられた者が、学校との関係の中で「外部」と言い切れるのかどうか。むしろ、企業について言われるステークホルダー（地域社会も含めて学校に利害関係をもつ者）として位置付けて考えることが適当なのではないか」として、これまでの外部評価を学校関係者評価と第三者評価に明確に分ける、以下のような学校評価の実施手法の3要素を提示しています。

自己評価	学校が主体となる評価	校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、あらかじめ設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さを検証し、評価を行う。
学校関係者評価（外部評価）		保護者（PTA役員等）、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察等を通じて自己評価結果を検証し、評価を行う。
第三者評価	学校以外の者が主体となる評価	当該学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価（外部評価）結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価を行う。

Q4：「学校評価」を継続的に、確実に実施していくために大切なことは何ですか。

A：P D C A サイクルとしての一連の評価活動を年間経営計画に組み込み、学校評価をシステム化することが必要です。また、評価項目を、ある程度絞り込むことが大切です。

（研究会）「学校評価」のための体制づくりを行い、学校の年間計画の中に組み込むことが大切です。特に、校内の体制づくりでは、新組織を立ち上げるよりも現行組織の見直しを行い、効率化を図ることを目的とすべきであると考えます。現在の学校の組織としては企画委員会や運営委員会という名の学校運営のリーダーで構成される委員会と兼ねる場合、あるいはそれらの委員会に情報・統計処理に詳しい教員やコンピュータの扱いに堪能な教員が構成員に加わることも重要な要素かと考えます。また、年間計画に組み入れることにより、定期的実施するアンケートを確実に行うことができ、自己評価もP D C A サイクルも生かすことができます。学校評価委員会や学校関係者評価（外部評価）委員会などの開催も、年間計画にしっかりと位置付けることにより、委員の方の参加を確実にすることができます。

以上のように、改善が継続的に行われるようにするためには、学校評価の体制づくりとシステム化を図ることが大切です。

（県立学校）常に、学校全体を評価しようとするのではなく、ここは重点的に改善していきたいこ

と、解決すべき当面している具体的な問題に絞って評価していくことが継続していく秘けつではないでしょうか。だれもが「良い」「悪い」と思うことはあえて評価するまでもなく、むしろ意見が割れる事項こそが評価項目に挙げられるべきでしょう。あまりにも多い評価項目の処理に忙殺され、項目間の関係を見失い、どの項目も同じ重み付けであるために平板な分析で終わってしまうことがあります。そのようなことがないように、毎回学校評価を重ねるごとに、評価項目を絞っていくことがよいのではないのでしょうか。

Q 5：学校評価についての意識・共通理解を、教職員全体にもたせるためにはどうすればよいでしょうか。

A：職員会議や職員研修会等、様々な機会を通じて、学校評価の目的、重点目標、評価の方法、評価結果の公表等について、十分に説明し、検討し合うことが大切です。

(研究会)学校評価を進めるに当たっては、すべての教職員が学校評価の意義や必要性を共通理解していることが大切であることは言うまでもありません(「学校評価ガイドライン」)。学校評価の重点目標は、校務分掌ごとの一部の取組でなく学校全体としての取組であるので、職員会や職員研修会等、様々な機会を通じて、十分に説明し、検討し合うことにより、教職員全体の共通理解を図る必要があります。学校全体で学校評価に取り組むことは、教職員がより一層目的意識をもって意欲的に教育活動に取り組むことにもつながります。そのためには、学校評価の目的、重点目標、実施時期、評価の方法(アンケート等の内容や実施方法等)、評価結果の公表等を、学校の実態に基づいて、常に再検討していく必要性があります。特に年度初めの重点目標の発表と年度末評価の作成発表時には、分掌を超えて十分に検討を行うことが大切です。ほとんどの学校では多忙な時期になると思いいますが、十分に行われないう形式で行われるようになると学校評価が形骸化し学校改善につながらなくなってしまい、評価のための評価になってしまいます。

また、中間評価を行うことによって、目標の再確認を行うことができ、年度途中で問題点を把握することもでき、その問題点を検討することによって教職員の共通理解を深めることにもつながります。(県立学校)PDCAサイクルに基づいた学校評価の流れを、学校の年間計画に組み込むことが大切です。それに基づいて実施していくことにより、教職員全体の意識が向上していくと考えます。「評価」ということ自体なかなかなじまない面があります。それは、「評価」=「批判」というイメージが強いからではないでしょうか。そうではなく、「学校評価は、教育活動その他の学校の運営について、自立的・継続的に改善を行っていくために必要なものである」と、プラス思考に考えるべきです。こういった観点に立って学校評価が行われることや、学校評価を校務分掌に位置付けていくことなどが、教職員全体の意識向上につながると考えます。

Q 6：学校評価の観点及びその留意点とはどのようなものですか。

A：学校評価が教育の質を保証しその向上を図るという観点から、評価自体の質的な改善を図っていかねばなりません。

(県立学校)「学校評価ガイドライン」によれば、学校評価が教育の質を保証しその向上を図るという観点から、学校評価が教育の成果の検証のための重要な手段となるため、評価自体の質的な改善を図っていかねばなりません。したがって、自己評価書や外部評価書の作成自体が目的化するという「評価のための評価」であったり、目標達成の数値を高めることのみを志向したりして、教育内

容が決められることがないように留意する必要があります。また、外部評価については、その評価者の性質上、学校の教育活動について、当該学校の教職員以上の専門性を期待することは非常に難しいことです。加えて、時間的制約も大きいため、評価のための資料となる情報の提供の仕方、外部評価委員会の構成（メンバーに近隣の学校の教職員や元教職員を加えるなど）、評価の方法などの工夫をする必要があります。

（県立学校）県立学校では、平成 17 年（2005）度から、各学校の実態に合わせて学校評価を実施してきています。従前から、県立学校では、学校評価委員会の設置、課題と重点目標、中間評価（各分掌等における重点目標、具体的方策、留意事項）、最終評価（各分掌等における重点目標、具体的評価）及び結果の公表を行ってききましたが、「学校評価ガイドライン」では「自己評価書」「外部評価委員会」「外部評価書」「自己評価の結果の説明・公表、設置者への提出」「外部評価の結果の説明・公表、設置者への提出」が示されたため、従前のものとの整合性が今後の課題となってくると考えられます。

Q7：学校評価を効率的に運用し、効果的に活用する方法について教えてください。（時期、回数など）

A：最低 1 回は中間評価（形成的評価）を実施し、所期の目標を達成するプロセスから離れていないか、改善する余地があるか、等を診断し、改善することが大切です。

（小学校）長い 1 年の途中で P D C A の C（評価）を取り入れることは、学校経営のみならず、学年・学級経営にも必要なことです。二学期制を導入している学校では、前期の終盤に中間評価を実施することができます。中間評価は 9 月に評価資料の収集に取り掛かり、10 月の初めには資料の分析を終え、改善方策が検討できるように進めるのがよいと考えます。評価の結果、改善すべきことがあれば、それを後期の A（重点項目）にして取り組むことができます。

（県立学校）中間評価や年度末の学校評価にアンケート等が活用できるように、適切な時期を設定しなければなりません。保護者や地域住民の方のアンケートは、授業を参観した後に実施します。また、生徒については年度末の学校評価が行われる 12 月までに実施するのがよいと思います。分掌等で、行事ごとに自己評価を行っておき、それを総括する形でまとめるようにすると負担も少なくなります。

（県立学校）従来から各学校においては毎年、本年度の反省をし、次年度への改善を行ってきています。しかし、このことは広く保護者や地域住民には分かりにくいものであったと考えられます。学校便りや P T A 便り、研究紀要などで自校の取組を公表していますが、それにかかわる労力、スケジュール等の理解はなされていません。

本来の教育活動が有効に機能するために、日々の教育活動はもとより、研究・研修活動、校務に関すること、児童生徒の問題行動等にかかわる保護者との交渉、交渉のための事前の共通理解をもつ会の設定、急なアンケート依頼への回答、定例の会議等、多忙なスケジュールをこなしています。説明責任が問われる今の時代、今までの教職員の体質を脱却し、広く学校の現状を伝えること、保護者等への啓発活動をも考えることが大切になってきます。今回の学校評価については、これらのことを改善する絶好のチャンスです。自己評価サイクルの見直しを行い、早めに校内の問題点を改善し、そのために必要なことを校内のみでなく外部評価委員会の力も借りて公表し、より一層信頼を得ていくことが必要ではないかと考えます。

Q 8：年間の評価計画は、どのように立てたらよいでしょうか。

A：年度の途中で中間評価を行うことで、全教職員が、後期に向けて改善すべき事柄を意識することになります。

(小学校)年間の教育活動に合わせて、評価の時期、評価の対象、評価担当者等を示した年間計画を作成しておくといよいでしょう。年度の途中で、児童・保護者・地域住民等へのアンケート実施、教職員による自己評価を基に中間評価を行うことは、評価の流れ(PDCAサイクル)を学校運営に生かすという点から必要なことです。年度末に1年間の評価を行い、新しい年度の目標や方針を計画するように、年度の途中で評価する機会を設け、後期に向けて、全教職員が改善すべき事柄を意識したり新たな気持ちをもったりすることは大切と考えます。

自己評価

1 アンケート

Q 9：保護者等に対するアンケートをどのように位置付ければよいのでしょうか。

A：学校が自己評価を行う上で必要な情報を収集する一環ととらえ、自己評価活動の中に位置付けるべきです。

(研究会)児童生徒、保護者、地域住民を対象とするアンケートの実施や、その意見・要望等を把握するための懇談会の開催について、「学校評価ガイドライン」の策定までは、従前「外部評価」として位置付けて実施されてきた例が多いようですが、本来の外部評価は、外部評価委員が実地に授業等を観察したり、学校の教職員と双方向の意見交換を行ったりすることなどによって、自己評価結果に示された学校の教育活動等の検証を行い、評価を行う機会が確保されることが重要であると考えられます。このことから、外部評価を単なるアンケートの実施や懇談会での意見・要望等の把握にとどめることは好ましくありません。

このことを踏まえ、児童生徒、保護者、地域住民を対象とするアンケートの実施や、その意見・要望等を把握するための懇談会の開催については、学校関係者評価(外部評価)としてではなく「外部アンケート等」と定義し、「自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況の把握や取組の適切さを検証する資料とするため等、児童生徒、保護者、地域住民を対象に、アンケートの実施や懇談会の開催により、授業の理解度や学校に関する意見・要望等を把握するために行う」ものと位置付けることが適当と考えます。

Q 10：現状では、教頭や校務主任などごく一部の者がアンケートを作成していますが、内容や項目等において工夫するために、良い手だてはありますか。

A：アンケート作成については、校務分掌で分担し、全教職員で点検・確認し、集計・分析も分担して行うようにするとよいでしょう。

(中学校)アンケート内容や項目については、校務分掌に基づき各担当者が原案を作成しています。例えば、生徒の学校生活に関することであれば、生徒指導主事が中心となって、各学年の生徒指導担当教職員と話し合って決めます。また、保護者向けアンケートであれば、教頭が中心となり学年主任の意見を参考にしながら作成します。さらに、アンケート完成時には、全教職員による点検・確認が必要です。アンケート内容・項目は、3年間程度は継続することが望ましいと思います。こうするこ

とで、学校がとった改善策に対する経年変化を把握でき、更なる学校改善へ向けての有効な資料となるからです。

(県立学校) アンケートは毎年、継続して行いますので、学校評価委員会はもとより、できるだけ多くの教職員から内容や項目等に関する意見を求め、再検討するとよいと思います。また、集計や分析もごく一部の者がすることがないよう、委員会において、分担について取り決めておく配慮が必要です。

Q11：学校評価アンケートのねらいや質問内容はどのようなものを挙げることができますか。

A：アンケートの結果が、学校が自己評価する上で客観的な資料として活用できるものとなるようにすべきです。

(県立学校) 学校評価アンケートのねらいは、
教育活動の改善と活性化を図る。
保護者、地域住民に開かれた学校づくりを推進する。
教職員の意識改革を図る。

を挙げることができます。

質問の内容は、教育課題、特色ある取組などについて、次のような観点から構成するとよいでしょう。

創意工夫を生かした特色ある学校となっているか。
教科指導の工夫改善を図りながら教育活動が進められているか。
学校、家庭、地域社会との連携が図られているか。

Q12：アンケート項目は、学校生活全般にわたって設定するのがよいのでしょうか。

A：初めは全項目が好ましく、徐々に精選・重点化し、必要に応じて適宜、全項目を設定するとよいでしょう。

(研究会) 外部アンケートを含め、学校評価における評価項目の設定の在り方として、「全方位型」と「課題指向型」とがあります。初めから、学校側の考えだけで「課題指向型」で設定してしまうと、もし、児童生徒・保護者・地域住民にとっての課題が別のところに潜在している場合、そのことを把握することができません。したがって、初めは、「全方位型」で、徐々に「課題指向型」に、そして必要に応じて適宜、あるいは一定の時期に、「全方位型」で設定するのがよいと考えます。

Q13：児童生徒に対するアンケートについて留意すべき点を教えてください。

A：アンケートの目的や項目に関することについて、事前に十分説明し理解をさせておく必要があります。

(中学校) 事前に、生徒に、アンケートの趣旨・目的(何のために)、内容(何を)、活用(結果をどうするのか)等を、よく理解してもらう努力をすることが必要です。

また、生徒にとって回答可能な内容・方法であるかなど、発達段階を踏まえた項目設定、質問内容、表現に心掛けることが必要です。

授業に関するアンケート

生徒に、各教科・科目の目標、学習内容、授業進度、学習方法等をまとめた資料(授業シラバス)

を年度当初に配付・説明し、学習活動の概要について理解を図っておくとアンケートの回答がしやすくなると思われます。また、生徒が授業に臨む姿勢を問う項目を加えておくと、生徒自身の「振り返り」の機会にもなるでしょう。

学校生活に関するアンケート

生徒に、校訓や学校が目指す生徒像をはじめ、校則の具体的趣旨・意義や学校行事のねらい等を十分に説明しておく必要があると思います。

Q14：保護者、地域住民等に対するアンケートについて留意すべき点を教えてください。

A：事前に、学校の重点目標や活動計画等を説明し、理解を得ておくことが大切です。

(中学校)事前に、保護者や地域住民等に対して、学校が目指す学校像、今年度の重点目標、活動計画等を、PTA総会、学校便り、学年会通信、ホームページ等を活用して、説明し理解を得ておくことが大切です。そうすることにより、保護者や地域住民等が、学校の教育課題に対して共通理解をし、教育課題を共有する意識をもつことにつながると考えられます。

アンケート内容は、保護者、地域住民等にとって分かりやすいものとなるよう工夫することが大切です。また、教職員に対するアンケート及び学校の自己評価の項目と関連した項目を設定することにより、結果を比較・分析しやすくしておくといでしょう。

アンケート項目が決定したら、実施する前に、学校便り、学年通信、ホームページ等、様々な機会・方法を利用して、公表し周知しておくことと回答率、回収率が高まると思います。

Q15：学校評価アンケートの方法にはどのようなものがありますか、またそれぞれの分析の仕方はいかなるものに行えばよいですか。

A：選択式、記述式、聞き取りなどがあります。それぞれの特長を生かして組み合わせるとよいでしょう。

(県立学校)学校評価アンケートの回答用紙として、県総合教育センターのマークシートを用い、データ処理を依頼すると、集計作業の時間が短縮されます。分析としては、調査対象別にクロス集計や前年度の比較から変化の大きい項目を取り出し、あらかじめ定めた視点に沿って考察するとよいでしょう。これらの分析結果を基に、すぐにでも改善できるものについては教職員の共通理解の下に直ちに取り組むようにします。また、析出した課題ごとの具体的な改善策については、分掌主任を中心に検討し、今後の改善案を作成するようにします。

(県立学校)自己評価の参考とし、評価に生かせるデータを収集するために、教職員だけでなく生徒や保護者等にアンケートを実施することは、自己評価の客観性を高めるために有効な手段となります。

アンケートには、主な方法として、選択式、記述式、聞き取りなどがあります。

選択式は、学校評価アンケートとしては最も一般的な方法です。学校評価アンケートは、多数の生徒、保護者を対象としていて集計がしやすく、質問者にあまり負担をかけないで行うことができるからです。選択式は、学校として知りたいことだけを中心に聞くことができ、重点目標の達成度などに絞った質問をすることができます。また、選択式は各項目の回答の段階をそろえることによって項目ごとの肯定的評価の割合や、平均値を比較することができるのと同時に、過年度比較を行うことによって改善の効果や課題がみえ、今後の取組への参考になります。この方法は無記名で実施することが望ましいと考えます。

選択式が質問項目と回答の形式があらかじめ決められており、質問が一方的になりがちなのに対して、記述式は、回答者の意見や考えを具体的に知ることができ、それに答えることで学校との双方向性を持つことができます。質問の仕方によっては、学校評価と直接関係のないことや過度な要求が寄せられ対応に苦慮することも考えられますが、この方法は回答者の記述の内容の過年度比較を行うことによって、学校に対する期待や要求の変化を知ることができ、改善の方向を具体的に考えることができるようになります。この方法も無記名で実施することが望ましいと考えます。後で改めて意見を聞く必要がある場合には記名とすることもできますが、匿名性の担保には配慮が必要です。

聞き取りによる方法は、選択式や記述式による方法が文書のみで実施されるのに対して、直接顔を合わせて行われるため、生の意見を聞くことができ、不明な点に関してはその場で質問し解決することができます。この方法は、記述式での回答者のうちから直接意見を伺う場合の他、専門家に詳しく意見を伺ったりする場合に適しています。保護者会や学級懇談会などでも項目を絞って行うことができますが、実際にはそれほど時間的余裕はないと思われます。この場合でも公表の際には匿名性の担保に配慮する必要があります。

Q16：保護者アンケートの回収率を高めるためにどのような工夫をしたらよいのか教えていただきたい。

A：保護者に直接説明し依頼できる機会に実施するとよいでしょう。

(中学校)本校では数年来、保護者アンケートを1・2学期の個別懇談会時に行ってきました。懇談の待ち時間に廊下で記入し、廊下の窓に下げている袋に提出する方法です。回収率は学年によって差がありましたが、およそ60%程度の回収率でした。

今年度もこれまでと同じように行いましたが、アンケートへの協力を担任からもお願いするように懇談会前に担任に依頼しました。結果、1学期のアンケート回収率が70%程度になりました。アンケートの結果が教育の質の改善につながるということを保護者が理解すれば、おのずと回収率も上がっていくと思います。保護者への協力依頼の中に、そのような説明があれば、回収率も高まっていくと考えます。

(県立学校)日ごろから学校の教育活動に関心をもってもらえるよう、広報活動に努力している必要があります。また、保護者へのアンケートは、保護者会や授業参観、講演会の時に、アンケートの趣旨・ねらいを十分説明した上で、その場で実施すると、回収率が高くなります。

Q17：外部アンケートの実施時期について、いつ、どのような時に実施すればよいですか。

A：アンケート内容にふさわしい時期と対象があり、学校独自で考え、実施することが望ましいと思われる。

(小学校)「学校評価ガイドライン」以後、児童や保護者への学校評価のためのアンケートは、「学校の自己評価のために必要な情報収集の一環ととらえる」こととなり、内部資料として扱われるようになりました。

アンケートは、その特性から考えて、アンケート内容にふさわしい時期と対象があり、学校独自で考え、実施することが望ましいと思われます。年に一度、学年末にまとめて実施、というのは、整理の上では簡単な方法ですが、資料として価値の高いものとは考えにくいものです。学校行事のアンケートを引き合いに出せば、一番理解していただけたと思います。また、児童の学力の状況などのアン

ケートは、年に数回実施し、改善を図るようにする方がより価値の高いものになると思います。

Q18：アンケートにより、重点目標の達成度を測るには、どのような点に注意して作成すればよいでしょうか。

A：具体的で分かりやすい表現にすることによって、回答者に設問内容が明確に伝わるようにし、人によってとらえ方が異ならないように工夫をします。

(県立学校) アンケートの作成に当たっては、設問は、重点目標や評価項目を踏まえて設定するとともに、具体的で分かりやすい表現にすることによって、回答者に設問内容が明確に伝わるようにし、人によってとらえ方が異ならないように工夫をします。また、回答方法については、客観的に数値等で回答できるように選択式の形式をとり、必要に応じて記述の部分を取り入れるとよいでしょう。

選択式の場合、評価の段階は3段階や5段階に設定すると、「普通」に回答が集中しやすく評価の傾向が把握しにくくなるのでこれを避けるためにも、「よく当てはまる(そう思う)、やや当てはまる(ややそう思う)、あまり当てはまらない(あまりそう思わない)、まったく当てはまらない(そう思わない)」といった4段階に設定して評価することが好ましいと考えます。保護者アンケートなどで、無回答が多く予想される場合には「よく分からない」を加えることも考えられます。また、選択式の場合には、マークシートを利用すると効率よく多数のデータを処理することができます。

アンケートを基にして重点目標の達成度を測るには、「よく当てはまる(そう思う)」と「やや当てはまる(ややそう思う)」を合算した肯定的評価の割合を基準として達成度を測ることも考えられます。また、アンケート項目を設定する際に、教職員用、生徒用、保護者用のそれぞれのアンケートの設問項目をそろえることにより、それぞれの目標達成度を測るための数値指標としても活用できます。

Q19：アンケート結果の分析は、目標の実現状況を判断する上において大変重要なポイントであると思います。分析に当たっては、学校評価委員会が中心となって行うと思いますが、更に具体的なポイントと、分析を行う上において注意すべき点があれば教えてください。

A：学校全体で組織的に分析し分析結果を共有することにより、自己評価の客観性・妥当性・統一性が一層高まり、改善に向けての組織的取組につながっていくと思われれます。

(中学校) 結果の分析については、教頭が中心となり学校評価委員会で検討していますが、アンケート内容に関係する分掌の担当者とも相談します。それは、これまでの取組を振り返り、今後の方策をそれぞれの立場で考える中で、先生方が学校経営に参画しているという意識をもつ機会になるからです。また、アンケート結果の数値については、前回との比較も大切にしています。たとえ数値が低くても、向上に兆しが見られれば評価すべきであると考えます。本校の場合、4段階のうちの上位の2段階の割合を示した数値を通過率(肯定率)とし、これが80%あればおおむねよいとしています。

アンケート結果の分析は、作成自体が目的化するという「評価のための評価」であったり、目標の数値を高めることのみを志向して教育活動の内容が決められたりすることがないように注意しなければなりません。

(県立学校) 学校全体で組織的に分析することがよりよいと思います。教科会、学年会、評価委員会等が中心となって分析を進め、分析結果を職員会議等で共有することにより、自己評価の客観性・妥

当性・統一性が一層高まり，改善に向けての組織的取組につながっていくと思われま

す。
なお，結果を分析・公表する際は，個人情報の保護に配慮すること，図やグラフ等を使って分かりやすくすることが大切です。

Q20：アンケート結果については，いずれも数値で表されているが，学校教育の営みの中では，数値に表れない部分での成果や課題が多くあるのではないのでしょうか。それらについてはどのように考えればよいのでしょうか。

A：アンケートの中の自由記述の回答や，様々な懇談会の中で出された意見・感想を取り上げるようにします。

（小学校）数値に表れない部分については，保護者の場合は，個人懇談会，家庭訪問，PTAの会議などにおいて，情報交換として御意見，感想をいただいています。また，課題点や問題点などの御意見もいただくこともあります。地域住民の方々からは，コミュニティの会，民生児童委員会，区長会，防犯ボランティアなどの会議を通して，御意見，感想をいただいています。

（中学校）生徒や保護者へのアンケート項目は 10～20 程度であり，すべての傾向を把握できるものではありません。当然，アンケート結果は大切にしていりますが，自由記述の部分に目を向けていくことにも注意しています。昨年度，保護者アンケートの自由記述欄に，多くの保護者から，あいさつや身だしなみについて御意見をいただきました。今年度の重点としてそのことを取り上げました。

また，児童生徒が実際に「何をどのようにやって，どうなったか」ということを大切にするために，取組の後には必ず評価をするようにしています。

Q21：児童生徒に対して授業等のアンケートを実施すること，また，保護者や地域住民に対してアンケートを実施することに抵抗はありませんか。

A：学校評価のためのアンケートの趣旨やねらい，内容について，全教職員で話し合い，正しい共通認識をもつことが大切です。

（県立学校）多くの学校では，保護者，地域住民，生徒に対して，これまでも各種アンケートを実施していると思いますので，その延長として受け止めれば，あまり教職員に抵抗感はないはずで

す。また，学校の取組についてどのような理解を示してくださるのか，評価結果にも関心はあると思います。しかし，生徒に授業評価を受けるような場合には，教員個人の評価につながることを危惧する意見もあると思います。したがって，アンケートの実施方法，処理の仕方，公開の仕方などについて，学校評価委員会で慎重に話し合い，職員会議で授業改善に資するものであることを十分説明する必要があります。また，生徒に対するアンケートは同じ条件で実施できるように，学級担任が趣旨説明を行い，ホームルームの時間に一斉に実施することが望ましいと思います。

アンケートの結果については，全教職員で謙虚かつ真摯に受け止め，その対応の仕方を考えていかなければなりません。達成率の低い項目については，公開することで誤解を招く面もあるのではないかと

いう心配もありますが，改善の努力を継続すること，絶えず改善への取組等の情報をホームページ等に提供することにより，最終的には信頼を得ることができると考えます。

2 自己評価書

Q22：自己評価書はどのように作成したらよいでしょうか。

A：教職員に対するアンケート結果や各分掌の反省をまとめたただけのものであってはなりません。

(小学校) 自己評価書には、各種具体的な目標・計画等、目標の達成状況及び取組の状況、取組の適切さの検証結果に加え、改善方策などについて、簡潔かつ明瞭に記述します。各学校で作成している年度末の反省資料等(中間評価ならば学期末反省資料等)を、自己評価書を作成する際に活用することも考えられます。

また、児童の個人情報保護や安全確保に留意して、自己評価書に記述して公表する情報・資料と、非公開扱いとする情報・資料とを区分します。

Q23：自己評価を学校関係者評価(外部評価)につなげるための留意点はどんなことですか。

A：自己評価の結果を学校関係者の方に分かりやすくするためのデータ処理をしておくこと、また、学校として特に評価してもらいたいポイントを絞り、具体的に示し、説明を加えておくことが大切です。

(中学校) 何より、自己評価の結果を学校関係者の方に分かりやすくするためのデータ処理をしておくことが大切です。数値化やグラフ化は有効だと思います。継続して取り組んできたデータも準備しておく必要があります。また、点検項目や目的などについても明確にしておいてください。すべての情報をそのまま公表するのではなく、ある程度的を絞ることも大切です。(都合の悪いことは隠すということではありません)

(県立学校) 学校関係者評価(外部評価)は、学校関係者評価(外部評価)委員会で実施していただくこととなりますが、各分掌、学年、教科が行った自己評価のすべてを評価対象とするのではなく、学校として特に評価してもらいたいポイントを絞り、具体的に示し、説明を加えておきます。その方が学校関係者評価(外部評価)委員の方々も意見が出しやすく、評価をしやすいと思います。

3 その他

Q24：校内の学校評価委員会の構成メンバーはどのようにして決定すればよいですか。また、その役割について教えてください。

A：学校評価を中心となって実施する委員会として、できる限り幅広いメンバーで構成するとよいでしょう。

(小学校) 学校評価は、これから先の学校経営・運営にもかかわってくることでありますので、ある程度、責任ある立場の先生方をお願いした方がよいと思われます。例えば、運営委員会と同じメンバー(校長、教頭、教務主任、校務主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、保健主事、主査等)で構成するのはどうでしょうか。また、学校運営組織に学校評価委員会を位置付け、他の委員会と同様、年間予定に組み入れて進めていくことが望まれます。組織的・計画的に進めていくことが肝心です。

学校評価委員会の役割としては、評価項目・評価基準の設定、アンケートの作成、情報・資料の収集・整理、資料を基にした自己評価書の作成、外部評価を受けての外部評価書の作成、学校便り・ホームページ等を通しての公表などが考えられます。

(県立学校) 学校評価の実施に当たっては、運営委員会等の既存の組織や委員会を活用することも可能ですが、学校評価について十分に検討するためにも学校評価委員会など、学校評価を中心となって

実施する組織を設けることが必要です。学校評価委員会は、校長、教頭、分掌会、学年会、教科会、事務部等の幅広いメンバーで構成することが大切ですが、学校の規模や実態に応じた組織づくりを行います。構成メンバーとしては、各分掌等で評価を検討することになるので、各分掌の主任や副主任をメンバーにするのが適任であると考えられますが、学校評価制度は全教職員の共通理解が前提となっていますので、中堅や若手にもメンバーに入ってもらい、学校評価に積極的に参加してもらうこともこの制度を活性化する有効な手だてになると考えられます。

学校評価委員会の役割としては、評価の計画、重点目標・評価項目・評価基準等の検討、評価表の作成、アンケートの作成・実施・結果の整理、評価の実施・まとめ、次年度に向けての改善案の作成等が考えられます。これらのことを実践するために、必要に応じて小委員会や担当部会を設置することにより効率的な運用をすることが可能になります。

学校関係者評価（外部評価）

1 学校関係者評価（外部評価）委員会

Q25：学校関係者評価（外部評価）委員会を開催するに当たって、場所・日程等についての工夫を教えてください。

A：学校評議員に、学校関係者評価（外部評価）委員を兼ねていただくケースが多いようです。

（小学校）「学校評価ガイドライン」に、「外部評価委員としては、学校評議員、PTA役員（保護者）、地域住民等が考えられる」と示されました。本校の教育に関心があり、率直に意見が言え、しかも時間的に余裕がある人は、狭い校区内には何人もいません。そこで、平成18年度より学校評議員をそのまま外部評価委員としました。授業参観、学校行事、給食など、学校参観の機会を増やし、以前より学校理解の場を多く設けています。学校評議員と外部評価委員のメンバーを同じにすることで、会合の回数を増やすことなく効果が得られると思います。

（中学校）学校関係者評価委員会の日程については、各学期1回。基本的に生徒の様子を見ていただける1・2学期の平日に2回、3学期の土曜日に1回の合計3回を考えています。本校の場合は、学校評議員と外部評価委員を兼ねており、学校評議員としての手当が若干ではありますが支給されることから、お願いしやすい状況にあります。ただ、年度当初には皆さんの御都合を伺い、あらかじめ年間の日程を決めてお願いしています。また、外部評価をしていただく関係から、1回目を5月上旬、3回目を3月中旬としています。

（県立学校）複数のメンバー間の日程調整の難しさや時間的制約も大きい中で開催しなければならない場合が多いのが現状です。また、開催に当たっての予算的措置もありません。したがって、予算的措置のある学校評議員と外部評価委員を同じメンバーで運用するという工夫をしている学校が多いようです。開催日についても、何度も足を運んでいただくことは困難なので、学校評議員の会と外部評価委員会を同じ日に設定するという工夫も考えられます。ただ、学校評議員制度の趣旨と学校評価システム上の外部評価委員会の趣旨とを混同することがないように留意すべきです。開催場所については、地理的に集まりやすいことも大切な条件の一つです。したがって、学校以外の場所で開催することも必要になってくる場合もあるでしょう。様々な工夫をして、できるだけ多くの方々に参加していただく努力をしていくことが大切だと考えます。

2 学校関係者評価書（外部評価書）

Q26：学校関係者評価書（外部評価書）はどのように作成するとよいのでしょうか。

A：学校関係者評価書（外部評価書）の作成は学校が主体となつて行うものの、評価の主体はあくまでも学校関係者評価（外部評価）委員会です。

外部評価の項目内容が、自己評価のそれと必ずしも一致させる必要はなく、学校関係者評価に何を評価してもらいたいのか、その結果をどう活用しようとするのかという視点で精選してもよいかと思ひます。

（小学校）外部評価書は、外部評価委員に作成していただいています。意見書のような形式で、次の三点についてまとめていただいています。

継続して続けていくとよいもの

- ・特に改善により近年取り組んでいることについては、評価・意見を求めています。

改善事項

- ・改善してことについて、評価していただき、気付いた点を意見としてまとめていただいています。

問題点

- ・現在の学校における問題点を挙げていただいています。
- ・挙げていただいた問題点で、協議したいことがあれば、外部評価委員会で協議事項として挙げていただくようお願いしてあります。

（小学校）外部評価書は外部評価委員会がまとめます。外部評価書には、目標の達成状況や取組の状況、取組の適切さの検証結果、教育活動、その他の学校運営の改善に関する意見など、外部評価の結果について簡潔かつ明瞭に記述します。なお、記述に当たっては、記述して公表する情報・資料と非公表扱いとする情報・資料を区分し、児童の個人情報保護や安全確保に留意します。

3 その他

Q27：学校関係者評価（外部評価）に必要な費用、例えば、委員の交通費及び謝金（報償費）、会場費等はどのようにしていますか、具体的に教えてください。

A：無償でお願いしたり、学校評議員を兼ねる形でお願いしたりしている場合が多いようです。

（小学校）学校関係者評価（外部評価）委員には、ボランティアとして受けていただいていますので、謝金は全く支払っておりません。また、交通費も学区にお住まいの方ばかりなので自費でお越しいただいております。交通手段は、徒歩・自転車を利用する機会が多いようです。会場費は、学校の校長室や会議室を利用することが多いので費用はかかっておりません。

（小学校）学校関係者評価（外部評価）委員会は学校の会議室等を使用します。湯茶等の接待はしますが、委員への交通費や謝金の支払いのための予算はありませんので、すべてボランティアでお願いしています。

（中学校）実際には、ボランティアの形で協力していただいています。会場は学校の会議室を利用し、参加していただいた方にはお茶を出すだけです。

（中学校）学校関係者評価（外部評価）委員は学校評議員を兼ねており、学校評議員として町より若干の手当が支給されることから、その手当に含んでということをお願いしています。

（県立学校）本校では、地元の中学校の先生方に外部評価者として来校していただいています。中

学校には校長先生あてに、担当の先生の派遣依頼文書を出して来校をお願いしています。本校としては無償でお願いをしており、特に交通費や謝金などの予算はつけていません。

(県立学校) 学校評議員に対しては県から謝金が生かされています。本校では、学校評議員 = 外部評価委員として、その謝金だけでお願いしています。会場は本校を会場とし、交通費については本人負担でお願いしています。

評価結果の公表

1 アンケート結果

Q28: アンケート結果を学年通信などに載せても、保護者の手元に届かないことが多くあります。また、ホームページへ掲載しても、インターネットが接続されていない家庭もあります。情報を伝えたいと思う家庭に、このような傾向が強いのですが、有効な手だてがあれば教えてください。

A: 地域広報便りを発行して地区で配布・回覧したり、学年通信を定期的に発行したりしています。

(中学校) 本校では以前から地域広報便りを発行しています。地域広報便りは各区長さんに渡し、地区で配布したり、回覧したりするようになっていきます。昨年度よりその地域広報便りにアンケート結果を載せ、地域のだれもが結果をみられるようにしています。十分とまでは言えませんが、地域の力を借りて対応しています。

(中学校) 学年通信を定期的(週に一度又は半月に一度)に発行することが大事です。できれば、毎月ごとにどのような内容(学校・学年行事、集金案内、部活大会の予定、学校の現状報告など学校側から保護者へ定期的に連絡すること)を年度の初め(できればPTA総会の後に実施される学年保護者会)に、前もって伝えておくことが有効だと思います。しかし、実際にはなかなかうまくいきません。根気強く機会あるごとに、保護者に対して学年通信に目を通すことを訴えていくことが必要です。ホームページへの掲載についても、年度初めに保護者にきちんと知らせておくことが大事です。インターネットに接続されていない家庭も多くあることから、あくまでも補助的な情報提供手段として位置付けておいた方がよいでしょう。

Q29: アンケート結果を、どこまで公表したらよいでしょうか。

A: 数字が一人歩きしないように留意しつつ、コメントを付けて、なるべく全項目を公表するのが望ましいと考えます。

(小学校) 児童・保護者向けアンケート項目すべてをグラフ化し、分析結果も記載し、公表しています。

(研究会) 保護者や地域住民の自由記述については、少数意見であれ、誤解から生じている批判的な意見であれ、無視することは好ましくありません。なるべく、個々の意見に対する学校の考えを公表することが大切であると考えます。なお、少数意見の場合は、各意見が何人のものか、数を示しておくとういでしょう。

2 自己評価結果

Q30：重点目標や評価結果の公表は、いつどのような方法で行ったらよいですか。

A：重点目標は、年度当初に、入学式、始業式、PTA総会等で公表しています。評価結果や改善案等の説明・公表は、年度末に、学校便り、ホームページ、地域広報紙に掲載したり、保護者会で説明したりする方法があります。

(県立学校)学校評価は、学校の教育目標やその年の重点目標を、教職員だけでなく、生徒、保護者、地域住民等に示すことにより、学校の教育活動について説明責任を果たすとともに、正確な情報提供を行うことによって、信頼される開かれた学校づくりを行うことがねらいです。そのため、評価の公表に当たっては、いつ、だれに、どのような方法で情報を提供するか計画を立て、効果的に進めるようにしなければなりません。

学校の教育目標やその年の重点目標は該当年度当初に公表します。そのためには前年度3月末までには次年度の重点目標をまとめておく必要性があり、新年度の最初の学校評価委員会で学校目標・重点目標を修正の上、公表します。公表の機会としては、入学式、始業式、PTA総会等が考えられますが、学校便りなどの文書を渡すだけでなく説明を行うことにより、生徒や保護者に理解を得ることが大切です。さらに、学校のホームページにも同時に掲載することによっていつでも閲覧できるようにしておくとういでしょう。また、入学前の生徒・保護者や中学の先生方には、体験入学や学校説明会等で知らせることも考えられます。

年度末の評価結果や改善案等の説明・公表は、信頼される開かれた学校づくりを進める上で重要なことです。公表は年度末になり、保護者に直接説明する機会は限られてきますので、学校便りや学校のホームページに掲載することによって公表する方法が主な手段になりますが、保護者会やPTA役員会等があればそこで説明することも考えられますし、次年度のPTA総会で説明することも考えられます。また地域住民等に対しては学校のホームページに掲載することのほか、地域広報紙への掲載により公表することも考えられます。

また、中間的な評価を実施する場合でも、その結果について公表することにより、積極的な情報提供を保護者・地域住民に行うことも重要です。いずれの場合も、公表内容は、欲張らずに重点的な目標や項目など必要な項目に絞ったり、抽象的な表現を避けできるだけ外部の人にも理解できる表現で簡潔明瞭で分かりやすくしたりすることが大切です。

(県立学校)公表することにより、学校全体のことを保護者・地域住民等に理解していただくことが大切になります。自己評価書のみ取り出しても問題は解決しないと考えられます。

ホームページを例にとつて考えれば、ホームページ全体を見渡せば、学校の現状が手に取るように分かるものとなるのが大切であると思います。しかし、そこにやたらと多くの文書量があつては目を通すことも嫌になってしまうでしょう。自己評価を簡潔明瞭にし、外部評価委員会と連携しながら公表の形を考えていくことが必要でしょう。このためには多くの時間と労力を必要としますが、焦らず、地道に整理していくことが大切なのではないでしょうか。また、学校便り、PTA便りなどの関連も総合的に考えていくことが求められているのではないのでしょうか。

Q31：評価基準や達成基準を数値化して公表することの良い点・悪い点はどのようなことですか。また、数値化して示す場合、どのようなことに気を付ければよいですか。

A：目に見える形で分かりやすく目標や結果を示すことになり、評価の客観性を高めることにつな

がります。ただし、保護者や地域住民等から十分理解を得られるように、数値の分析に関する文章を付けて公表すべきです。

(県立学校) 学校評価を実施するに当たっては、具体的で客観的な評価基準や達成基準を設けることが必要になります。数値による基準を設定することは、目に見える形で分かりやすく目標や結果を示すことになり、評価の客観性を高めることにつながります。また、評価基準の設定には全教職員の共通認識を図ることが大切であり、具体的な評価基準を設定することによって、評価者によって基準がぶれることがないようにすることができます。

基準を設定するためには、「何となくこれくらい」ではなく、過去のデータや経年変化を基に客観的な基準を設定することが大切です。

公表する場合には、単に数値を羅列的に列挙するだけでなく、具体的な説明や理由を加えると外部の人にも分かりやすく伝えることができます。また、学校としての取組やその成果、改善策などを加えることにより学校改善の姿勢を示すことも大切です。

また、教育には数値がすべてという概念で評価を行うことになじまない内容も多く、無理をして何でも数値化して公表することにとられる必要はありません。数値だけが一人歩きしないようにしなければなりません。しかし、根拠のない漠然とした評価結果を示すことは、外部からの十分な理解は得られない可能性が高いので、アンケート結果や外部評価者の意見を参考にして、文章でとりまとめて表現するという方法も考えられます。

学校評価は各学校がよりよい学校づくりを目指して行うものであり、学校の重点目標等は学校ごとに異なり、評価基準や達成基準は各学校の現状を考慮して行われます。したがって、あってはならないことですが、これらの数値の違いや評価結果が、そのまま学校間の比較や学校のランク付け、序列化につながってはならないと考えます。

3 その他

Q32：保護者などに学校活動での活動や情報（学校評価のための情報提供）がなかなか伝わらないのですが、どのようにして伝えたらよいでしょうか。

A：保護者が来校する機会を増やして直接伝えたり、配付する文書を工夫したりするとよいでしょう。

(中学校) 学校活動の報告やアンケート結果の報告は、PTA委員会の場を利用した報告と学年通信を活用した報告が有効です。特に1・2学期の保護者会は、ほとんどの保護者が来校されるので、いろいろなアンケートもその場でやっていただけるし、学校からの情報提供も確実にできます。一方、校区の方々への情報発信は、学校新聞やPTA広報誌が有効だと思います。

(県立学校) 保護者などに学校での活動や情報を伝え、学校の状況を具体的に知ってもらうことは学校評価にとって大変重要なことです。その発信方法としては次のようなことが考えられます。

保護者に直接伝える。

入学式やPTA総会、学級懇談会、保護者会等で保護者が来校した時に直接保護者に説明をする。直接話し掛けができ、質問等にも答えることができ、学校目標や評価結果の公表等を伝えるのに適しています。

保護者の学校活動に参加する機会を増やす。

運動会や文化祭等に、保護者や地域住民の方々に、積極的に見学・参加していただいたり、学校開

放日や授業参観日を設けるなど、保護者の来校する機会を増やしたりすることによって、児童生徒あるいは自分の子供の、学校での活動状況を幅広く見てもらうことができます。

生徒を介して文書等を配付する。

学校から家庭への連絡はこの方法が最も多いですが、生徒の手元で止まってしまい保護者に伝わらないことがあります。これは親と子のコミュニケーション不足によることが多いようですが、保護者の目があまり学校に向いていないことも考えられます。保護者からの返事を求める文書にしたり、保護者アンケートに「 を行っていることを知っていますか」とか、「生徒に を配付したりして注意を呼び掛けていることを知っていますか」等、具体的な項目を加えることも考えられます。そうすることにより、学校からいろいろな連絡や情報が発信されていることを知ってもらえ、保護者の目を学校に向けてもらうきっかけにもなります。

地域の広報やメディアを活用する。

生徒の活動を新聞やコミュニティの広報紙に掲載してもらう。また地域のケーブルテレビに活動を紹介してもらうことも考えられます。この方法は学校関係者だけでなく、地域住民の方々にも幅広く学校の活動を知っていただくことができます。

ホームページに掲載する。

学校のホームページへの掲載は、学校関係者や地域住民の方々ばかりでなく不特定多数の人達が閲覧でき、多方面に情報発信ができます。学校の概要や重点目標、評価結果の掲載ばかりでなく、学校行事等の様子など常に新しい情報を発信する事により、学校の状況を家庭に居ながらにして知っていただくこともできます。したがって、学校から伝えたい情報ばかりでなく、保護者が見たいホームページ、外部の人が見たいホームページづくりを行わなくてはなりません。注意すべき事として、不特定多数の人達が閲覧できることから、個人情報に関する取扱いには十分注意する必要があります。

Q33：学校の自己評価の結果や学校の教育活動その他学校運営の状況に関する情報は必ず公表しなければなりませんか。

A：学校教育法の改正により、学校が積極的に情報提供することが法律的に義務付けられました。

(研究会)平成 14 年 4 月より、小学校、中学校、高等学校の設置基準において、自己評価についてその結果を公表する努力義務と教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供する義務が規定されました。

県立高等学校については、平成 16 年 10 月に愛知県立学校管理規則が改正され、自己評価とその公表、並びに、教育活動その他の学校運営の状況についての情報を保護者等へ積極的に提供することが義務付けられました。

平成 19 年 6 月に公布された学校教育法の一部改正(施行は平成 19 年 12 月 26 日)により、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うこと(第42条)、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供すること(第43条)が法律的に義務付けられました。

平成 19 年 10 月に公布された学校教育法施行規則等の一部改正(施行は学校教育法の一部改正の施行日)では、自己評価の実施と結果公表の義務と学校関係者評価(外部評価)の実施と結果の公表の努力義務が規定されました。

Q34：運営上，改善された事項についての効果的なPR例があれば教えてください。

A：これまでの改善への取組の努力，今後の改善の方向性等を，正直に，正確に伝えていくことが大切ではないでしょうか。

（県立学校）評価結果のよかった項目，改善に成功した事項だけを公表しようとするのではなく，評価結果が芳しくなかった項目についても，これまでの取組の努力，今後の改善の方向性等を，正直に，正確に伝えていくことが大切ではないでしょうか。

（県立学校）学校評価の仕方そのものについて，今まで，各部・各分掌での評価を羅列していましたが，学校評議員と外部評価委員を兼ねている方から，「もう少し絞っていかないと，何が今一番必要なことか，焦点がぼけてしまい，学校として何に向かうことが大切なのか，評価の本来の目的を見失いますよ」とアドバイスを頂きました。また，委員の方が運営する法人の評価システムの反省からのアドバイスも頂きました。昨年度末，指摘を受けたので，まだ，良い案はできていませんが，全教職員に今までの学校評価の方向を少し変えていくこと，今までの学校全体の評価の時期を変更していくことを伝えていきたいと考えています。形式にとらわれないようにし，しかも保護者や地域住民等に理解される学校PRの方法を考えていきたいと思えます。

学校評議員制度との関係

Q35：「学校評議員制度」と「学校評価制度」の二つの違いがよく分からないのですが。

A：学校評議員制度は，地域と連携しながら特色ある開かれた学校づくりに資するために，学校評価制度は，自己評価と学校関係者評価（外部評価）により，学校運営の改善と発展を目指すために設けられました。

（研究会）学校評議員は，平成 10 年（1998）の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において，地域住民の学校運営への参画と学校の地域における説明責任を担保するための一つの制度的仕組みとして提言され，学校教育法施行規則の改正（平成 12 年（2000）4 月 1 日施行）で，地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして，学校に置くことができることとされたものです。学校評議員は，校長の求めに応じて学校運営に関して意見や助言を行うものとされています。かつ，学校運営の状況等を地域に周知することなどにより，学校と地域の連携に資することが期待されています。

学校評価は，学校という組織が十全にその機能を発揮しているかどうかについて，学校内部にかかわる事項と保護者・地域住民との連携の実態について，学校自身による自己評価と学校関係者評価（外部評価）とを有機的・一体的に位置付けて実施することにより，学校運営の改善と発展を目指すことをねらいとしています。

Q36：学校関係者評価（外部評価）委員を学校評議員が兼ねる場合，学校関係者評価（外部評価）委員会と学校評議員会をどのように区別して実施すればよいですか。

A：学校評議員が，外部評価委員及び外部評価委員会の趣旨・ねらいを正しく理解した上で，その任を果たしてもらうようにしなければなりません。

（研究会）学校評議員は，学校内外の関係機関・青少年団体等の代表者，有識者，保護者等の中から校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱し，校長の求めに応じて学校運営に関しての意見や助言を行う

ものとされています。その趣旨は、その理解や協力を得ながら特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことにあります。

外部評価委員は、「学校評価ガイドライン」によれば、「学校評議員，P T A役員（保護者），地域住民等」とされています。外部評価委員に期待することは、着実に学校改善を進めるために評価を機能させる役割を担っていただくことです。そのためには、外部評価委員は、情報の提供を受ける、学校の教育活動を検証する、学校の問題や課題の発見することが役割であると考えます。このような役割を十分理解した上で評価に当たっていただくことが大切であると考えます。

（県立学校）学校評議員は、教育に関する理解と識見のある方のうちから校長が推薦し、設置者（公立にあっては教育委員会）が委嘱するものです。

「学校評価ガイドライン」によれば、「外部評価委員会にかえて、学校評議員や学校運営協議会（コミュニティ・スクールにおいて保護者や地域住民等が一定の権限と権限を持って参加する組織）等の既存の保護者，地域住民等による組織を活用して外部評価を行うことも考えられる」とあり、「外部評価委員としては、学校評議員，P T A役員（保護者），地域住民等が考えられる」とあります。平成 18 年度の文部科学省の調査によると、学校評議員からの意見聴取事項・活動内容として、学校評議員を設置している公立校のうち、80%以上が学校評価を挙げており、外部評価委員を含め何らかの形で学校評価にかかわっています。

学校評議員制度は、校長が行う学校運営に関し地域住民や保護者の意見を校長が聞くことによって、開かれた学校づくりを目指していくものであり、外部評価委員会は、学校の自己評価が適切に行われたか、教育活動その他の学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかを検証し、目標の達成状況や取組の状況、取組の検証結果、教育活動その他の学校運営の改善に関する意見などについて、記述によって外部評価書に取りまとめる必要があります。そのために外部評価委員会は、必要に応じ、授業参観や教職員，児童生徒，保護者から意見聴取を行います。学校評議員は教育に関する理解と識見のある方が選任されており、外部評価委員としての評価は大変参考になると考えられます。

Q37：学校関係者評価（外部評価）委員を学校評議員と重ね併せる学校が多く、学校関係者評価（外部評価）委員は一般的に年に2～3回しか来校できないと思われませんが、的確に学校評価できるのでしょうか。

A：年度当初には、学校評価について理解を深めていただけるように十分説明し、随時、学校が出す地域広報紙や学年通信を送付したり、行事などの案内文書を送付したりして、学校の状況を知らせてもらっているようにしています。

（中学校）本校についても外部評価者と学校評議員が重なっており、平成 18 年度、学校の実情を十分に把握した上で外部評価をしていただけたかと考えれば、不安がありました。そこで、平成 19 年度は、まず学校評議員のメンバーを一部入れ替えました。新たに加わったメンバーは、前町教育委員長、前 P T A 会長です。さらに、学校を知っていただくために、学校が出す地域広報紙や学年通信を送付したり、行事などの案内文書を送付したりして、より多くの情報を提供するようにしています。当然、年度当初には学校評価について理解を深めていただけるように説明をさせていただきました。

Q38：学校評議員に学校関係者評価（外部評価）委員を兼務していただく場合、何度も来ていただくと、「なれあい」になってしまうことがあります。「厳しく」評価してもらうにはどうしたらよいでしょうか。

A：委員構成において、複数年度委嘱する委員と単年度委嘱する委員に分けておくとういと考えます。

（研究会）複数年度の任期でかわる委員には、中・長期的視野をもって、学校の教育活動の経年比較や継続分析をお願いできます。それに対し、単年度で交代する委員には、新鮮な視点での多様な価値観による評価を期待できると考えます。

また、毎回・毎年度、同一の評価対象（項目）が続かないように、適切な時期に学校の具体的目標が変わり、それに合わせて、評価対象（項目）の重点化を図ることも必要と考えます。

教職員評価制度との関係

Q39：「教職員評価制度」を「学校評価制度」に生かすことはできますか。

A：学校教育目標を受け、教職員各自が授業や校務分掌の目標を設定し、校長・教頭の助言を受けながら、目標達成へ向けた取組を推進することにより、学校の改善へと結び付けていきます。

（中学校）「教職員評価シート」を活用することにより、教職員の学校経営参画意識を高め、学校改善のためのPDCAサイクルを教職員へ意識付け、共通理解を図り、学校経営の改善に向かうことができると思います。具体的には、4月当初に校長より示される学校教育目標を受け、教職員各自が授業や校務分掌の目標を設定します。そして、1・2学期の終わりに、校長・教頭の助言を受けながら、目標達成へ向けた取組を推進することにより、学校の改善へと結び付けていきます。

Q40：「教職員評価制度」と「学校評価制度」との共通点と相違点を教えてください。

A：「学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告」（学校評価の推進に関する調査研究協力者会議 平成19年8月27日）では、「手法や内容の一部について共通した面があり、適切に活用することが期待されるが、目的、手法、内容等について異なる面も多いことから、学校評価と教職員の人事評価（勤務評定）は切り分けて整理することが適当」としています。

（研究会）

共通点

教職員評価を、授業観察を通じて教員が分かりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教職員の取組を検証することにより、教職員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるためのものと定義すれば、学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況の評価して、教職員の気付きを喚起し学校運営の改善を促すために行うものであり、その一環として、例えば授業の理解度等について児童生徒等の状況を把握し、その結果を踏まえ、学校全体として授業法に関する研修等の取組や適切な校務分掌等を促すなど、評価結果を組織の活性化のために適切に活用することが期待されます。さらに、場合によっては、特定された個々の教職員の取組の改善を促すこともありうるものと考えます。

相違点	<p>教職員評価を，地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教職員の勤務評定であって，その評定の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるようなものと定義すれば，勤務評定としての教職員の評価は，個々の教職員について多面的な評価を行い，その結果を日ごろの服務監督や人事権者による人事・給与などの処遇に反映することを目的としており，学校の組織としての状況の把握や改善を目指すものではないということになります。</p> <p>しかも，学校評価と教職員の評価はそもそも目的が異なっており，教職員の勤務評定として用いることを前提に，その一人一人に至るまで保護者・児童生徒による厳密な授業評価等を行うことは，それは教職員の人事評価（勤務評定）として行うものと切り分けて整理することが適当であると考えられます。</p>
-----	---

〔参考・引用資料〕

「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」 平成 18 年 3 月 27 日 文部科学省

「学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告」 平成 19 年 8 月 27 日 第 13 回学校評価の推進に関する調査研究協力者会議 別添資料

「新しい学校評価の基本的な視点 - べき論を超えて」（「新しい学校評価を創る - 学校組織マネジメントの展開 - 」） 平成 18 年 9 月 26 日 第 3 回学校評価の推進に関する調査研究協力者会議 木岡 一明

「教職研修 9 月増刊 教育課題完全攻略シリーズ 4 こうして使おう “学校評価ガイドライン”」 平成 18 年 9 月 1 日 教育開発研究所